

第6章 贈与者に相続が開始した場合

第1節 切替確認を受ける場合

切替確認とは、贈与税の納税猶予制度の特例（租税特別措置法第70条の7の5）の適用を受けている後継者に対し、その贈与をした贈与者の相続が開始した場合において、租税特別措置法第70条の7の7の規定により相続により取得したものとみなされた非上場株式等に係る相続税につき贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度の特例（租税特別措置法第70条の7の8）の適用を受けるための前提となる手続です。

切替確認は、その中小企業者が、現に第一種特例贈与認定中小企業者である場合又は現に第二種特例贈与認定中小企業者である場合に限らず、過去に第一種特例贈与認定中小企業者であった者（認定の有効期限を経過した者である場合を含みます。ただし認定が取り消された者である場合は除きます。）又は第二種特例贈与認定中小企業者であった者（認定の有効期限を経過した者である場合を含みます。ただし認定が取り消された者である場合は除きます。）である場合においても、その贈与をした贈与者の相続が開始した場合には、次ページに掲げる事項のいずれにも該当していることにつき都道府県知事の確認（切替確認）を受けることができます。

切替確認を受けることにより、贈与税の納税猶予制度の特例の対象となっている非上場株式等について、相続税の納税猶予制度の特例の適用を受けることができます。ただし、その贈与をした贈与者の相続税の申告期限までに、相続税の納税猶予制度の特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書等を税務署へ提出する必要があります。

相続の発生が平成40年以降になっても、相続税の納税猶予に切替後に、適用を受けられる税制措置は「特例措置（対象株式上限3/3、猶予割合100%等）」になります。

例：平成30年に贈与税の納税猶予の特例措置に係る認定を受けた後、平成42年に贈与者に相続が発生したとしても、当該相続税については特例措置が適用されます。

相続税の申告手続や計算方法については、税理士や税務署等へお問い合わせ下さい。

なお、その中小企業者が合併により消滅した場合には当該合併に係る吸収合併存続会社が、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合には当該株式交換等に係る株式交換完全親会社等が、切替確認を受けることができます。

第6章 贈与者に相続が開始した場合

第1節 切替確認を受ける場合

【切替確認を受けるための要件】

※事業継続期間については4P又は5Pをご参照ください。

要件	事業継続 期間内※	事業継続 期間経過後
中小企業者であること	—	—
風俗営業会社に該当しないこと	○	○
特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと	○	○
資産保有型会社等に該当しないこと	○	○
総収入金額が零を超えていること	○	○
従業員数が1人以上いること (一定の場合には5人以上いること)	○	○
上場会社等に該当しないこと	○	—
特定特別子会社が上場会社等に該当しないこと	○	—
後継者が代表者であること	○	○
後継者の同族で過半数の株式を有していること	○	○
後継者が同族内で筆頭株主であること	○	○
後継者以外の者が黄金株を保有していないこと	○	○

○：要件を満たす必要があります　—：要件を満たす必要がありません

※ 事業継続期間内に先代経営者（贈与者）が死亡した場合には、臨時報告書（様式第15）及び切替確認申請書（様式第17）の両方を提出してください。

※免除対象贈与を行った場合の取り扱い

「免除対象贈与」とは、納税猶予を受けている後継者（2代目経営者）が、株式等を次の後継者（3代目経営者）に贈与し、その後継者が納税猶予を受ける場合における贈与をいいます。

後継者(2代目)が先代経営者(1代目)の生きているうちに、次の後継者(3代目)に猶予継続贈与を行った場合で、先代経営者(1代目)の相続が発生したときは、猶予対象株式等は3代目が取得したものとみなして相続税を計算するため、3代目が切替確認の手続きを行う必要があります。

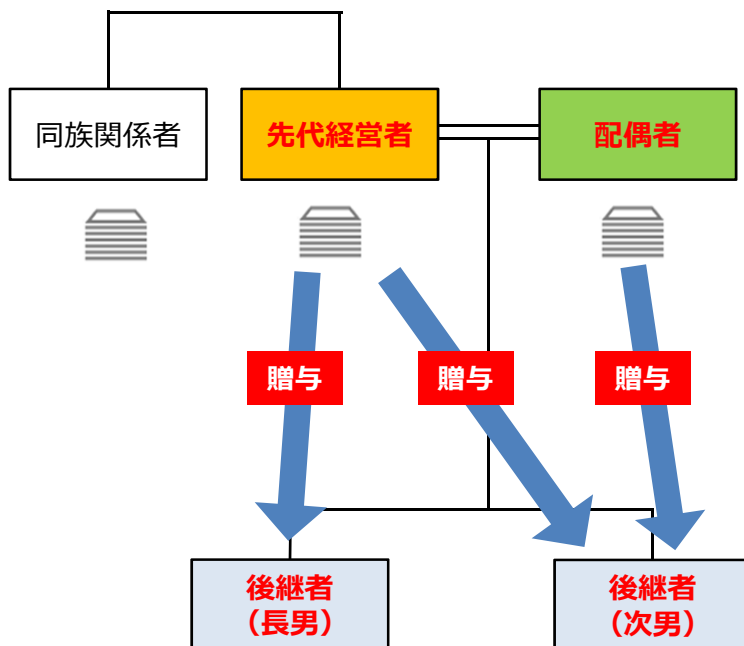
(2代目にやむを得ない理由が生じた場合に、3代目に贈与した場合を含みます。)
相続税の計算方法や株価等につきましては税務署にご相談ください。

第6章 贈与者に相続が開始した場合

第1節 切替確認を受ける場合

切替確認は、その贈与をした贈与者の相続が開始した場合に、その贈与者に係る認定ごとに手続きをします。

例



先代経営者

に相続が発生した場合には、株式等を贈与された

**後継者
(長男)**

**後継者
(次男)**

に係る認定について、それぞれ手続きをします。
※後継者ごとに切替確認の申請書が必要です。
(この場合は2通の切替申請が必要になります。)

配偶者

に相続が発生した場合には、株式等を贈与された

**後継者
(次男)**

に係る認定について、手続きをします。

第6章 贈与者に相続が開始した場合

第1節 切替確認を受ける場合

【切替確認を受ける場合の事業継続期間】

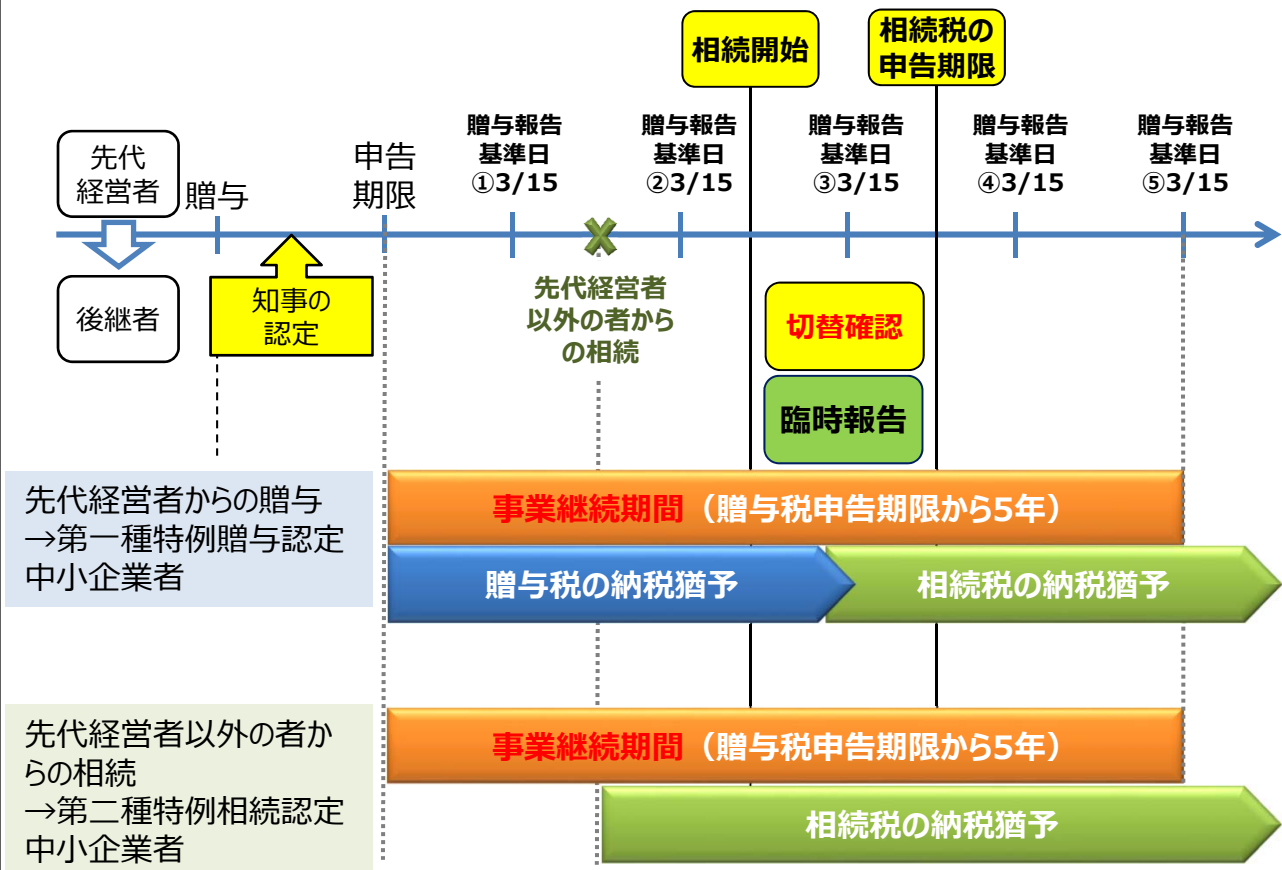
○最初に適用を受ける事業承継税制の特例措置が贈与税の納税猶予の場合

事業継続期間内にその贈与をした贈与者の相続が開始した場合で切替確認を受けるときの事業継続期間は、相続が開始した日に関わらず、その贈与を受けた後継者がその会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税の申告期限の翌日から5年間です。

従業員数確認期間も当該期間となりますので、ご注意ください。

また、事業継続期間内に、その贈与をした贈与者の相続が開始した場合には、臨時報告を相続開始の日の翌日から8か月以内にする必要があります。詳しくは第3章第4節「臨時報告」をご覧ください。

事業継続期間経過後にその贈与をした贈与者の相続が開始した場合には臨時報告は不要です。



第6章 贈与者に相続が開始した場合

第1節 切替確認を受ける場合

【切替確認を受ける場合の事業継続期間】

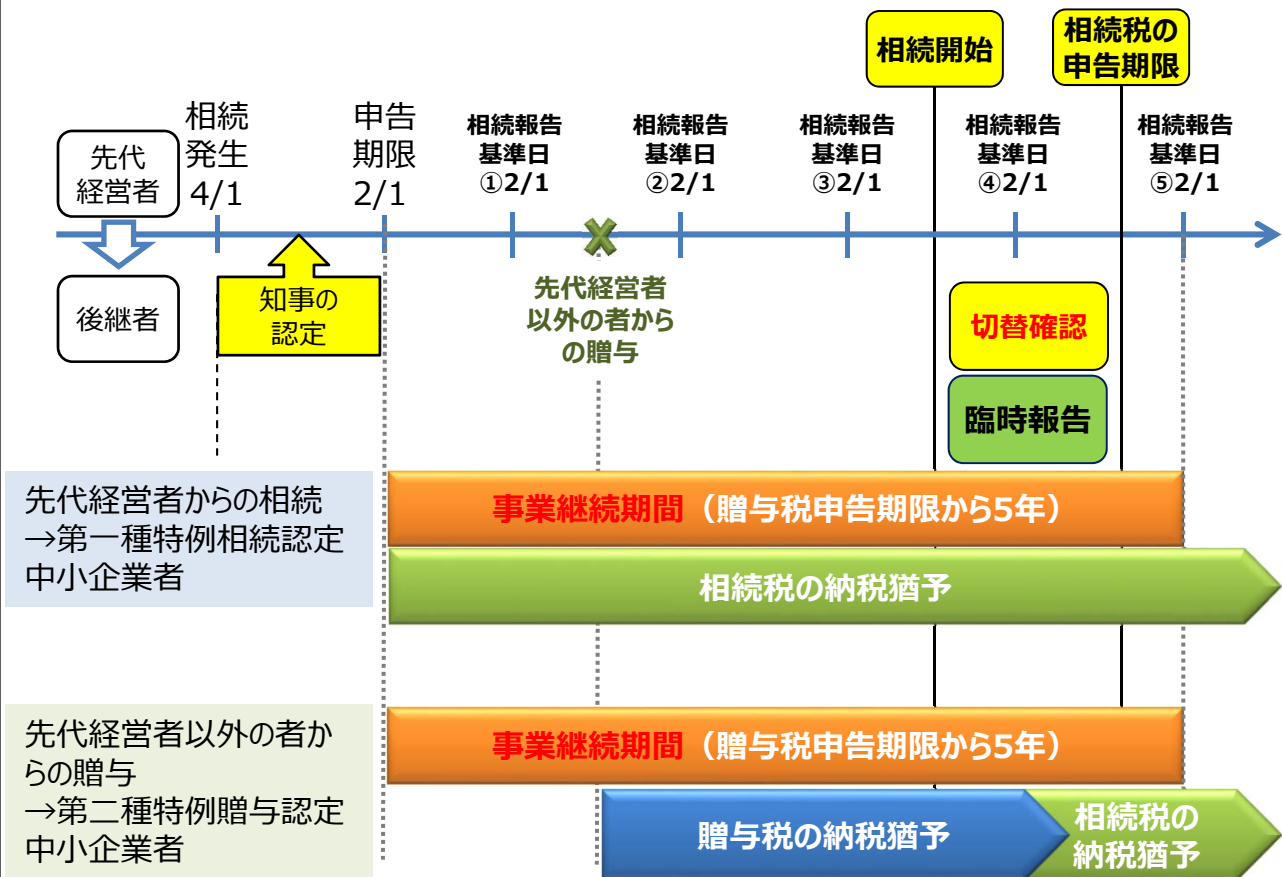
○最初に適用を受ける事業承継税制の特例措置が相続税の納税猶予の場合

最初に適用を受ける事業承継税制の特例措置が相続税の納税猶予であり、かつ、第二種特例贈与として先代経営者以外の者から株式等の贈与を受け贈与税の納税猶予の適用を受けている後継者について、事業継続期間中にその第二種特例贈与をした先代経営者以外の者の相続が発生した場合の事業継続期間は、当該第二種特例贈与について切替確認を受ける・受けないに関わらず、その後継者がその会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける相続税の申告期限の翌日から5年間です。

従業員数確認期間も当該期間となりますので、ご注意ください。

また、事業継続期間内に、その贈与をした贈与者の相続が開始した場合には、臨時報告を相続開始の日の翌日から8か月以内にする必要があります。詳しくは第3章第4節「臨時報告」をご覧ください。

事業継続期間経過後にその贈与をした贈与者の相続が開始した場合には臨時報告は不要です。



第6章 贈与者に相続が開始した場合

第1節 切替確認を受ける場合

【切替確認を受けるための要件】（施行規則第13条第1項）

贈与税から相続税の納税猶予制度への切替確認の要件を満たすには、以下の要件を満たす必要があります。なお、申請書は、様式第17を使用してください。

- 当該相続の開始の時に、その会社及びその会社の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと

その会社及びその会社の特定特別子会社は、贈与者の相続開始時に、風俗営業会社に該当しないことが必要です。

- 当該相続の開始の時に、その会社が資産保有型会社に該当しないこと。

- 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、その会社が資産運用型会社に該当しないこと。

- 当該相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度において、その会社の総収入金額が零を超えること。

その会社は、贈与者の相続開始時に、資産保有型会社に該当しないこと、資産運用型会社に該当しないこと、総収入金額が零円を超えることが必要です。

- 当該相続の開始の時に、常時使用従業員数が1人以上（その会社の特別子会社が外国会社に該当する場合（その会社又はその会社による支配関係がある法人がその特別子会社の株式等を有する場合に限り。）には5人以上）であること

当該相続の開始の日において、その会社に1人以上の常時使用する従業員がいることが必要となります。

ただし、その会社が下記①②のいずれにも該当する場合には5人以上の常時使用する従業員がいることが必要となります。

- ①その会社又はその支配関係法人が、その特別子会社の株式又は持分を有すること。
- ②その会社の特別子会社が外国会社に該当すること。

第6章 贈与者に相続が開始した場合

第1節 切替確認を受ける場合

- 当該相続の開始の時に、その会社及びその会社の特定特別子会社が上場会社等に該当しないこと（認定の有効期間中に限ります。）

（認定の有効期間中に相続が発生した場合）

認定の有効期間にその贈与をした贈与者の相続が発生した場合には、その会社及びその会社の特定特別子会社は、贈与者の相続開始時に、上場会社等に該当しないことが必要です。

（認定の有効期間後に相続が発生した場合）

認定を受けた会社の成長を阻害しないために、認定の有効期間後にその贈与をした贈与者の相続が発生した場合には、本要件を満たす必要はありません。

すなわち、その会社又はその会社の特定特別子会社が、贈与者の相続開始時に、上場会社等に該当していても切替確認を受けることができます。

- 当該相続の開始の時に、代表者であること

贈与者の相続開始時に、その贈与者から贈与を受けた後継者が代表者である必要があります。

- 当該相続の開始の時に、その贈与者から贈与を受けた後継者とその者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること

贈与者の相続開始時に、その贈与者から贈与を受けた後継者とその者の親族などで総議決権数の過半数を保有していることが必要です。

贈与を受けた後継者が二人又は三人いる場合には、その後継者ごとに過半数の議決権を有しているかを判断します。

- その同族関係者のうちいずれの者が有する議決権の数をも下回らないこと

贈与者の相続開始時に、その贈与者から贈与を受けた後継者が、その同族関係者（その会社の株式等について、特例措置の適用を受けている他の後継者を除きます。）のうちいずれの者が有する議決権の数をも下回らないことが必要です。

なお、同族関係者の中に当該後継者と同じ割合の議決権数を有する株主がいても当該後継者は最も多くの議決権数を有している者となります。

議決権数の判定は「直接保有している」割合で判定し、「間接保有している」割合は考慮にいません。

第6章 贈与者に相続が開始した場合

第1節 切替確認を受ける場合

- 特例措置の適用を受ける後継者以外の者が黄金株を保有していないこと

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式とは、いわゆる「拒否権付株式（＝黄金株）」です。拒否権付株式を発行している場合には、その会社の株式等について、特例措置の適用を受けている者以外の者が有していないことが必要です。

なお、特例承継計画に記載された特例後継者であっても、まだ株式等の贈与・相続等を受けていない者はその会社の株式等について、特例措置の適用を受けている者とはなりませんので、ご注意ください。

第2節 切替確認を受けない場合

その贈与をした贈与者の相続が発生した場合で切替確認を受けないときには、相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等について、相続税の納税猶予制度の特例措置の適用を受けることはできません。

また、事業継続期間内に、その贈与をした贈与者の相続が開始した場合には、臨時報告を相続開始の日の翌日から8か月以内にする必要があります。

最初に適用を受ける事業承継税制の特例措置が贈与税の納税猶予である後継者について、その最初の贈与に係る贈与者の相続が発生した場合において、切替確認を受けないときは、事業継続期間（※）内における従業員数の平均がその後継者が最初に事業承継税制の特例措置の適用を受ける贈与の時点における従業員数の8割を下回っていたとしても、理由報告等をしていただく必要はありません。

（※）この場合の事業継続期間とは、その最初の贈与税の申告期限の翌日から当該相続の開始の日の前日までの期間をいいます。

事業継続期間経過後にその贈与をした贈与者の相続が開始した場合には臨時報告は不要ですので、都道府県庁に対して手続きをしていただく必要はありません。

相続税の申告の要否や手続、計算方法については、税理士や税務署等へお問い合わせ下さい。